

岸和田市告示第286号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに岸和田市長に意見書を提出する事ができる。

令和8年9月7日

岸和田市長 佐野 英利

1 届出の概要

(1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

（変更前）株式会社ワークマン 代表取締役 小濱 英之

（変更後）株式会社ワークマン 代表取締役 大内 康二

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

そよら東岸和田

岸和田市土生町二丁目32番39

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 古澤 康之

イ 株式会社ファーストリテイリング

山口県山口市佐山10717番地1

代表取締役 柳井 正

ウ 株式会社ヤマダデンキ

群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 佐野 財丈

エ 株式会社ジンズ

群馬県前橋市川原町二丁目26番地4

代表取締役 田中 亮

オ 株式会社ワークマン

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

代表取締役 大内 康二

カ 株式会社山本酒店

堺市南区大庭寺 872 番地の 5

代表取締役 山本 辰徳

キ 岩出建設株式会社

岸和田市並松町 1 番 5 号

代表取締役 岩出 和哲

2 届出年月日

令和 8 年 8 月 25 日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

告示の日から 4 月間（当該期間から岸和田市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）第 1 条第 1 項各号に規定する休日を除く。）における午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

(2) 縦覧の場所

ア インターネットの利用による縦覧

岸和田市の大規模小売店舗立地法に係るホームページ

(<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-daitentodokede.html>)

イ 書面による縦覧

岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市魅力創造部産業政策課

4 意見書の提出先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7 番 1 号 岸和田市役所別館 4 階

岸和田市魅力創造部産業政策課

電話 072(423)9485

別紙

大規模小売店舗において小売業を行う者

変更前			変更後			変更理由
氏名又は名称	住所	代表者の氏名	氏名又は名称	住所	代表者の氏名	
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー	代表取締役 柚木 治	株式会社ジーユー	山口県山口市佐山 10717番地1	代表取締役 黒瀬 友和	代表者名及び住所が変更になったため
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732番地	代表取締役 小濱 英之	株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町 1732番地	代表取締役 大内 康二	代表者名が変更になったため
			株式会社 ENOVA エンターテイメント	千葉県市川市市川一丁目7番15号	代表取締役 樋田 裕吾	出店
			SAHEL AFRICA株式会社	兵庫県尼崎市西灘波町二丁目15番1-202号	代表取締役 渡壁 未織	出店